

第1回会津美里町第3次総合計画審議会

日時：令和元年5月17日（金） 午前10時00分～

場所：会津美里町役場本庁舎（じげんプラザ）206会議室

《 次 第 》

委嘱状交付

1 開 会

2 町長挨拶

3 自己紹介（委員・事務局）

4 会長及び副会長選出

5 議 事

(1) 会津美里町第3次総合計画後期基本計画等の策定について...資料1・2

(2) 会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務について
...資料3・4

(3) 今後の総合計画審議会のスケジュールについて...資料5・6

6 そ の 他

7 閉 会

会津美里町第3次総合計画審議会委員名簿

【任期:計画(案)策定時まで】

	委員区分	役職等	氏名	役員	備考
1	第3条第2項第1号 (一般住民)	公募委員	秋本 尚恵		
2	第3条第2項第1号 (一般住民)	公募委員	阿部 雄一郎		
3	第3条第2項第1号 (一般住民)	公募委員	竹内 樹美		
4	第3条第2項第1号 (一般住民)	公募委員	石橋 史敏		
5	第3条第2項第2号 (学識経験者)	会津大学短期大学部教授	石光 真		
6	第3条第2項第3号 (関係団体の役職員)	自治区長連絡協議会会長	穴澤 紀明		
7	第3条第2項第3号 (関係団体の役職員)	民生児童委員協議会会長	大竹 勉		
8	第3条第2項第3号 (関係団体の役職員)	会津よつば農業協同組合 高田支店長	佐々木 正直		
9	第3条第2項第3号 (関係団体の役職員)	会津美里町商工会 事務局長	星 賢一		
10	第3条第2項第3号 (関係団体の役職員)	会津美里町観光協会 副会長	小林 清一		
11	第3条第2項第3号 (関係団体の役職員)	会津美里町教育委員	須田 健志		

【事務局:政策財政課】

氏名	職名	備考
鈴木 國人	課長	直通電話:0242-55-1171
金子 吉弘	課長補佐	ファクシミリ:0242-55-1139
川田 浩泰	政策企画係長	Ｅメール:seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp
大竹 克昌	主任主査	

5 - (1) 会津美里町第3次総合計画後期基本計画等の策定について

会津美里町第3次総合計画(以下、「総合計画」という。)は、基本構想(平成28年度から令和7年度までの10年)と基本計画(前期・後期各5年)で構成された本町の最上位計画です。この前期基本計画が令和2年度で終了となるため、令和3年度から令和7年度までの後期基本計画を策定する必要があります。

また、総合計画の基本構想に定める重点プロジェクトの元気づくりプロジェクト(人口減少対策)は、会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略(以下、「総合戦略」という。)に位置づけた施策としており、この総合戦略が令和元年度で終了するため、後期基本計画の策定と一体的に第2期の総合戦略を策定するものです。

なお、後期基本計画は令和2年9月、総合戦略は令和2年3月までに策定するものです。

5 - (2) 会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務について

(1) 委託業務の概要

名 称

会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務

場 所

会津美里町 町内

期 間

令和元年6月から令和2年3月まで(予定)

目 的

会津美里町第3次総合計画(以下、「総合計画」という。)は、基本構想(平成28年度から令和7年度までの10年)と基本計画(前期・後期各5年)で構成された本町の最上位計画です。この前期基本計画が令和2年度で終了となるため、令和3年度から令和7年度までの後期基本計画を策定する必要があります。

また、総合計画の基本構想に定める重点プロジェクトの元気づくりプロジェクト(人口減少対策)は、会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略(以下、「総合戦略」という。)に位置づけた施策としており、この総合戦略が令和元年度で終了するため、後期基本計画の策定と一体的に第2期の総合戦略を策定するものです。

そこで、総合計画基本計画(後期)を効率的に策定するため、社会情勢や現行計画の検証、幅広い町民意見の取り入れなど、数多くのデータ収集や多様かつ高度な分析が必要であることから、高い専門性や技術を有する事業者には計画策定業務を委託するものです。

なお、事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により、応募者の提案内容、遂行能力等を比較検討し、最も優れた事業者を選定するものです。

事業者の選定

6月中に決定(予定)

(2) 委託業務の内容

業務の内容は、別添「会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務仕様書(案)」のとおり

(3) 委託業務と総合計画審議会との関係

会津美里町第3次総合計画後期基本計画の策定に係る前期基本計

画の検証結果又は計画案等は、総合計画審議会に説明した上で、計画策定に必要となる事項を審議します。

なお、第3次総合計画後期基本計画の策定に当たっては、会津美里町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、町長が総合計画審議会に諮問し、第3次総合計画後期基本計画案について答申することになります。

(4) その他

- ・会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務スケジュール(予定)

手順	期限等
実施要領等の公開	令和元年5月22日(水)
参加意思表明書等、質問書の提出締切	令和元年6月5日(水)正午まで
質問の回答目安	令和元年6月10日(月)
企画提案書等の提出	令和元年6月12日(水)午後5時まで
第1次審査(書類審査)結果通知	令和元年6月17日(月)予定
第2次審査(プレゼンテーション)	令和元年6月25日(火)予定
結果通知	第2次審査後、1週間以内
業務委託契約締結・着手	

会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務仕様書（案）

1 業務名

会津美里町第3次総合計画後期基本計画等策定支援業務

2 委託業務

委託する業務内容は、下記の2業務とする。

- (1) 会津美里町第3次総合計画後期基本計画策定支援業務
- (2) 会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務

3 各業務の仕様

業務(1)の仕様は、別紙1のとおりとする。

業務(2)の仕様は、別紙2のとおりとする。

本仕様は当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫し提案すること。

4 契約期間

契約の日から令和2年3月27日までとする。ただし、成果品の納期限は、令和2年2月21日までとする。

5 業務に必要な届出書類

受託者は、契約締結後、速やかに委託者の指定する担当職員と打合せを行うとともに、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届及び行程表
- (2) 業務計画書
- (3) 業務実施体制届及び管理技術担当者届
- (4) その他、町が必要と認める書類

6 業務履行の確認

受託者は、業務完了時後、速やかに、以下の書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- (1) 業務完了届
- (2) 納品書
- (3) 成果品（提出すべき成果品は、各業務の別紙仕様書のとおりとし、会津美里町政策財政課の検査を受け、検査後に成果品の受け渡しを行うもの

とする。)

7 準拠する法令等

本業務は本仕様書による他、以下に掲げる法令及び規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 会津美里町第3次総合計画基本構想
- (2) 会津美里町第3次総合計画前期基本計画
- (3) 会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略
- (4) 地方自治法及び施行令
- (5) 個人情報保護法及び施行令
- (6) 行政機関個人情報保護法及び施行令
- (7) まち・ひと・しごと創生法
- (8) 会津美里町都市計画マスタープラン
- (9) 会津美里町個人情報保護条例
- (10) その他本業務を行うに当たり遵守すべき関連法令、通知等

8 注意事項

- (1) 受託者は、業務の詳細について常に委託者（町）と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義があるときは、速やかに委託者（町）と協議の上、委託者（町）の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (3) 本業務を実施する上で関係官庁及び団体等との協議が必要と考えられる場合は、受託者は委託者の承諾を得た上で行うものとする。
なお、協議した内容については、速やかに整理・記録し、委託者に提出するものとする。
- (4) 委託者（町）が提供する統計データについては、個人情報が含まれない、あるいは秘匿された状態で提供するものとするが、万一、業務上知り得た個人情報がある場合、受託者は、会津美里町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者（町）の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 成果品及び本業務におけるあらゆる作成物の所有権、著作権は委託者

(町)に帰属するものとし、委託者(町)が自由に加工、増刷等を行い、公表できるものとする。また、電子データについては、町・受託者の双方が修正できるように、原則Microsoft Word、Excel形式等で作成すること。

9 問い合わせ先

会津美里町政策財政課

所在地：福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

電話：0242-55-1171

F A X：0242-55-1139

Eメール：seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp

(別紙1)

会津美里町第3次総合計画後期基本計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

会津美里町第3次総合計画後期基本計画策定支援業務

2. 目的

本業務は会津美里町総合計画前期基本計画の計画期間が令和2年度に終了することから、令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間とする後期基本計画を策定するために必要な作業を行うこととし、この5年間の社会・経済状況の変化を踏まえ、かつ新たな政策課題となった人口ビジョンと総合戦略を盛り込みつつ、新しい時代にも対応できる計画策定支援を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 対象期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 策定支援概要

前期基本計画の検証

本町行政評価結果に基づく前期基本計画の達成状況をもとに、前期基本計画の総括・評価を行い、後期基本計画策定上の課題を明らかにする。

後期基本計画骨子案の検討

基本構想に基づき、前期基本計画との継続性に考慮した基本的な構成を立案する。

現状と課題の整理

- ・基本計画の施策分野ごとに、現状と課題について整理する。
- ・総合戦略、SDGs等との関連性整理に関する支援を行う。

後期基本計画素案の作成

庁内調整、住民意向を反映する他、上記の前期基本計画の検証、現状と課題の整理や人口ビジョン（人口の将来展望を含む）を踏まえ、基本構想に掲げるまちの将来像を実現するための戦略的かつ実効性のある事務事業等について、複数パターンのシミュレーションを行い、本町の克服すべき課題、伸ばすべき強み、地域特性などの根拠を示し提案するとともに、後期基本計画素案を作成する。

なお、後期基本計画の素案は、白黒印刷でも判別でき、見やすくわかりやすい工夫を行うこと。

総合計画審議会等の運営支援

総合計画審議会等の関連する会議の運営及び資料作成等を支援する。

町民向けワークショップの開催

町民意見を広く取り入れるため、町内3地区（各1回程度）においてワークショップを開催し、ワークショップに関する全体の運営及び資料作成等の支援や、各グループで出された意見の取りまとめ等を行う。

パブリックコメント支援

後期基本計画原案がまとまった段階でパブリックコメントを行い、必要な修正を加えて、最終案とするためその実務を支援する。

後期基本計画案の作成・取りまとめ

パブリックコメントの意見及び関係機関調整の上、後期基本計画案として取りまとめる。

(3) 検討組織等の運営支援

次の組織における会議運営の提案、会議用資料の作成、説明原稿・会議録の作成、会議への出席、会議後の意見の取りまとめ・反映等を必要に応じて行う。

会津美里町総合計画審議会

学識経験者、住民代表等で構成される組織で3回程度開催予定。

（委員報酬は、委託料に含まない。）

会津美里町総合計画策定会議

課・事務局・室等の係長及び主任主査級の職員をもって構成される庁内組織で5回程度開催予定。

(4) その他

計画検討において効果的な施策等の提案を行う。

4. 成果品

(1) 第3次総合計画後期基本計画「本編」

A4版原稿（レイアウト等の企画・作成を含む）正1部、副1部

印刷費は、委託者（町）が、別途負担する。

(2) 第3次総合計画後期基本計画「ダイジェスト版」（16頁以下）

A4版原稿（レイアウト等の企画・作成を含む）正1部、副1部

印刷費は、委託者（町）が、別途負担する。

(3) 上記（1）、（2）の電子データ（CD-R）正1部、副1部

(別紙2)

会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略策定支援業務

2. 目的

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)において、令和元年度は、第1期「総合戦略」の最終年にあたることから、第1期の総仕上げに取り組むとともに、現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、第2期「総合戦略」策定の準備を開始することが位置付けられている。

これを踏まえ、令和6年度までの目標や施策の基本的方向や具体的な施策等をまとめ、まち・ひと・しごと創生法に基づく会津美里町第2期まち・ひと・しごと・創生人口ビジョン総合戦略を令和元年度の策定支援を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 会津美里町人口ビジョンの策定

対象期間

1950年(昭和25年)から2060年(令和42年)までを基本とする。

調査分析事項

国の人口ビジョン改訂の動向に対応するとともに、最新の統計資料を基に見直す。

ア) 人口の現状分析

ア. 人口動向分析

町の人口推移について、自然増減要因及び社会増減要因の視点から整理・分析する。項目は以下のとおり。

総人口の推移

年齢3区分別人口の推移

出生・死亡、転入・転出数の推移

総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響

年齢階級別人口移動の推移

年齢階級別人口移動の状況
 年齢階級別の県外への人口移動の状況
 出生率の現状

イ) 人口の将来展望

a. 将来展望に必要な調査分析

本町の人口構造や人口動向を踏まえ将来人口の推計を行い、その結果を整理する。項目は以下のとおり。

現状における課題
 基本的な考え方と将来へ向けた取組
 具体的な目標

ウ) 目指すべき将来の姿

上記ア及びイの分析を踏まえ、本町の将来人口目標について、複数パターンのシミュレーションを行うとともに、本町の克服すべき課題、伸ばすべき強み、地域特性など根拠を示し、本町を目指すべき将来像について提案すること。

エ) その他

- ・ビジョン期間や課題把握、重点課題などの整理に対し効果的な提案を行う。
- ・人口ビジョンは、白黒印刷でも判別でき、見やすくわかりやすい工夫を行うこと。
- ・各種分析の他、クロス条件（性別、地域別、年代別等）の集計分析を行うものとする。
- ・町との協議により、必要な集計・分析を行うこととする。

(2) 会津美里町総合戦略の策定

対象期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

掲載事項

策定に当たっては、これまでの取り組みの成果や課題を整理・分析するとともに、地域経済分析システム（RESAS）を活用したデータの裏づけによる政策提案や、さらには、Society5.0や2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとする現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、本町の実情を踏まえ、さらなる地方創生の深化と切れ目のない取り組みを整理する。

ア) 各政策分野における基本目標

会津美里町人口ビジョンを踏まえた上で、国の総合戦略が定める次の

政策分野も勘案しつつ、本町の特性や事情に即した会津美里町総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの基本目標を整理する。

【国の総合戦略が定める政策分野】（参考）

- ・地方における安定した雇用を創出する
- ・地方への新しい人の流れをつくる
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

イ) 講ずべき施策に関する基本的方向

各政策分野における基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向について、地域特性、現状課題や既存計画における取り組みを考慮し整理する。

ウ) 具体的施策と重要業績評価指数（KPI）

講ずべき施策に関する基本的方向に沿って、政策分野ごとに、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」の趣旨を踏まえ、具体的な施策を整理するものとする。これら各施策については、効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに重要業績評価指数を整理する。

(3) 検討組織等の運営支援

次の組織における会議運営の提案、会議用資料の作成、説明原稿・会議録の作成、会議への出席、会議後の意見の取りまとめ・反映等を必要に応じて行う。

会津美里町地域創生・人口減少対策有識者会議

産業界、行政組織、大学、金融機関、労働団体等の代表者で構成される組織で、2回程度開催予定。（委員謝金は、委託料に含まない。）

会津美里町地域創生・人口減少対策本部

町長、副町長、教育長、部長、課長等で構成される庁内組織で、2回程度開催予定。

会津美里町地域創生・人口減少対策本部ワーキンググループ

課、事務局、室等の職員で構成される庁内組織で、随時開催予定。

4. 成果品

- (1) 会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略
A4版原稿（レイアウト等の企画・作成を含む）正1部、副1部
印刷費は、委託者（町）が、別途負担する。
- (2) 上記（1）の電子データ（CD-R）正1部、副1部

5 - (3) 今後の総合計画審議会のスケジュールについて

会津美里町総合計画審議会条例に基づき、町長から諮問された第3次総合計画後期基本計画案に係る本審議会の審議スケジュールは、別添「第3次総合計画後期基本計画等策定スケジュール」となります。

年月	令和元年度												令和2年度								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
総合計画審議会	公募 4 / 1 5 組織の設置	第1回 5 / 1 7 諮問		第2回 アンケート 結果等				第3回 討 計 画 骨 子 案 の 検				第4回 定 計 画 骨 子 案 の 策				第5回 答 申					
庁内	「総合計画策定会議」及び「施策分科会」 「地方創生・人口減少対策本部会議」及び「ワーキンググループ」																				
総合戦略有識者会議			証 交 付 金 事 業 の 効 果 検 査		第2回 総 合 戦 略 の 効 果 検 証			第3回 総 合 戦 略 （ 案 ） 内 容 検 討				第4回 総 合 戦 略 （ 案 ） 決 定									
町民			集 計 ア ン ケ ー ト		ワー ク シ ョ ッ プ								町 民 懇 談 会	パ ブ リ ック コ メ ン ト							
その他		定 託 候 補 者 選 受 ザ ボ ー ダ 集 募 ル 受 選		支 援																	
総合計画基本計画（後期） 議会の議決																					

会津美里町総合計画審議会条例(平成17年10月1日条例第14号)

最終改正:平成30年12月14日条例第27号

改正内容:平成30年12月14日条例第27号[平成31年4月1日]

○会津美里町総合計画審議会条例

平成17年10月1日条例第14号

改正

平成23年3月22日条例第1号

平成23年3月28日条例第23号

平成30年12月14日条例第27号

会津美里町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津美里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、会津美里町総合計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 一般住民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の役職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が会議のため出席したとき、又は公務のため旅行をしたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年会津美里町条例第42号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて任命される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成23年3月22日条例第1号)

改正

平成23年3月28日条例第23号

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成23年9月規則第18号で、同23年10月1日から施行)

附 則(平成23年3月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月14日条例第27号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。(後略)